

議案第61号

第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の7第1項第1号に規定する地方債の起債について、奈良県知事に許可の申請をするに当たり、同条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成25年9月9日提出

天理市長 南 佳 策

1 起債の目的

天理市立病院事業会計の廃止に当たり、一般会計において負担する必要のある職員の退職手当の支給に要する経費等に充てるため

2 起債の限度額

1,738,100,000円

3 起債の方法

証書借入れ

4 起債の利率

年5.0%以内

5 償還の方法

10年以内（据置なし）とする。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。